

貴船園デイサービスセンターにおける

地域密着型 通所介護サービスについて（重要事項説明書）

社会福祉法人^{財団法人} 済生会支部山口県済生会
済生会 貴船福祉ケアセンター
貴船園デイサービスセンター

〒751-0823

山口県下関市貴船町三丁目4番1号

電話 083-223-0265

FAX 083-223-0271

貴船園デイサービスセンターにおける地域密着型通所介護サービスについて

地域密着型通所介護サービスの提供開始に当たり、下関市の条例に基づいて、当施設があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1 事業者（法人名）

事業者の名称	恩賜財団済生会支部山口県済生会
法人所在地	山口市緑町2番11号
法人種別	社会福祉法人
支部長	津江 和成
電話番号	083-924-6338

2 ご利用施設

名称	貴船園 デイサービスセンター
所在地	山口県下関市貴船町三丁目4番1号
管理者	萩原 耕太郎
電話番号	083-223-0265
ファクシミリ番号	083-223-0271

3 ご利用施設であわせて実施する事業

事業の種類		下関市の指定事業所		利用定数
		指定年月日	指定番号	
施設	ユニット型 介護福祉施設	平成18年4月1日	3570102198	100名
居宅	併設型ユニット型 短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	平成18年4月1日	3570102198	20名
	地域密着型通所介護 第1号通所事業	平成29年4月1日	3590109066	18名
		平成29年4月1日	3570102644	
	訪問介護 第1号訪問事業	平成18年4月1日 平成29年4月1日	3570102578	
居宅介護支援事業		平成18年4月1日	3570102602	

4 事業の目的と運営の方針

施設の目的	要介護状態にある高齢者に対し、適正な地域密着型通所介護サービスを提供することを目的とする。
運営の方針	日常生活上の必要な世話及び機能訓練を行うことにより利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

5 職員体制（地域密着型通所介護 職員）

職種	資格	常勤	非常勤	業務内容	人員
管理者			1名	従業員の管理及び業務の管理を一元的に行い、従業員に対し、指揮命令を行う。	1名
事務職員			5名	必要な事務を行う。	5名
生活相談員	社会福祉士 介護福祉士 介護支援専門員	3名(介護職員と兼務)	1名(事務職員と兼務)	利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが手供されるよう、センター内のサービスの調整、居宅介護支援事業所等他の機関との連携を図る。	4名
介護職員	社会福祉士 介護福祉士 介護支援専門員	3名(生活相談員と兼務)	2名(専従) 3名(看護職員と兼務)	指定地域密着型通所介護、指定第1号通所事業の提供に当たり利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し適切な介助を行う。	8名
機能訓練指導員	作業療法士		1名(専従)	日常生活に必要な機能の減退を予防・防止のための機能訓練等を行う。	1名
看護職員	看護師		4名(介護職員と兼務)	健康チェック等、利用者の健康状態を的確に把握、必要時に医療的処置を行う。	4名
栄養士	管理栄養士 栄養士		2名(専従)	利用者の栄養に対する相談・助言を行う。	2名
運転手			2名(専従)	障害の程度、地理的条件等に合わせ、専用車両により送迎を行う。	2名

6 営業日

営業日	月曜日～土曜日、(12月31日～1月3日までを除く)
営業時間	8:30～17:30
サービス提供時間	9:30～16:40
時間延長	実施していない

7 通常の事業の実施地域

旧下関市の区域（離島は除く）

8 緊急時の対応方法

指定地域密着型通所介護従事者は、現に指定地域密着型通所介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医或いは協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告を行うものとします。

名 称	柏村医院
院 長 名	佐伯 一成
所 在 地	山口県下関市長府松小田本町 5-12
電 話 番 号	083-248-5333

9 指定地域密着型通所介護の内容

指定地域密着型通所介護の内容は、次のとおりです。

一 日常生活上の援助

日常生活動作能力に応じて、必要な介助を行います。

- ア 排泄の介助
- イ 移動の介助
- ウ 通院の介助等その他必要な身体の介助
- エ 養護（休養）

二 機能訓練

利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練並びに利用者の心身の活性化を図るための各種サービス（アクティビティ・サービス）を提供します。

- ア 日常生活動作に関する訓練
- イ レクリエーション（アクティビティ・サービス）
- ウ グループワーク
- エ 行事的活動

- オ 体操
- カ 趣味活動

三 健康状態の確認

四 送迎サービス

障害の程度、地理的条件等により送迎を必要とする利用者については専用車両により送迎を行います。また、必要に応じて送迎車両への昇降及び移動の介助を行います。

五 入浴サービス

居宅における入浴が困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供します。

- ・ 入浴形態
 - ア 一般浴槽による入浴
 - イ 特殊浴槽による入浴
- ・ 介助の種類（必要に応じて行う）
 - ア 衣類の着脱
 - イ 身体の清拭、洗髪、洗身
 - ウ その他必要な介助

六 食事サービス

- ア 準備、後始末の介助
- イ 食事の摂取の介助
- ウ その他必要な食事の介助
- エ 調理

七 相談、助言等に関すること

利用者及び家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行います。

- ア 日常生活動作に関する訓練の相談、助言
- イ 福祉用具の利用方法の相談、助言
- ウ 住宅改修に関する情報提供
- エ その他必要な相談、助言

八 口腔機能の向上

必要に応じ口腔ケアに関する相談及び助言を行います。

10 サービス利用にあたっての留意事項

指定地域密着型通所介護サービスを受けられる際は、次の各号に掲げる事項についてご同意していただけるように説明を行います。

- 一 被保険者証の提示
- 二 緊急連絡先等の必要事項を記載した書類の提出
- 三 利用料その他の費用の支払い
- 四 欠席する場合の連絡
- 五 その他 所持品に対する注意事項

11 その他運営に関する重要事項

その他運営に関する重要事項は、主として次の各号に掲げる事項とします。

- 一 従事者の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設けています。
 - ア 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - イ 階層別研修 随時
- 二 従事者等は、その勤務中常に身分を証明する証票を携行し、利用者または家族から求められた時は、これを提示します。
- 三 居宅介護支援事業者またはその従事者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益を供与しません。
- 四 利用定員を超えて地域密着型通所介護サービスの提供は行いません。
- 五 従事者及び従事者であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしません。
- 六 運営規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は法人とセンターの管理者との協議に基づいて定めるものとします。

12 事故発生時の対応

利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

13 非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ消防計画を作成し、消防計画に基づき、従業者の訓練を行います。

14 虐待の防止について

当施設は、利用者の尊厳維持、虐待の未然の防止、早期発見等の為、次の措置を講じます。

(1) 虐待の防止に係る責任者を選定します。

責任者 【役職】 所長 【氏名】 萩原 耕太郎

(2) 虐待の防止のための従業者に対する研修を年2回以上実施します。

(3) 虐待の防止のための指針を整備します。

(4) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を年4回開催します。

また当施設は、虐待又は虐待を疑われる事案が発生した場合は、速やかに市へ通報します。

15 利用料

地域単価（その他） 1 単位：10 円

所要時間 6 時間以上 7 時間未満：

要介護 1 678 単位、 要介護 2 801 単位、要介護 3 925 単位
要介護 4 1,049 単位、 要介護 5 1,172 単位

所要時間 7 時間以上 8 時間未満

要介護 1 753 単位、要介護 2 890 単位、要介護 3 1,032 単位
要介護 4 1,172 単位、要介護 5 1,312 単位

加算要素 入浴介助加算（Ⅰ） 40 単位

個別機能訓練加算（Ⅰ）イ 56 単位

科学的介護推進体制加算 40 単位

若年性認知症利用者受入加算 60 単位

サービス提供体制強化加算（Ⅲ） 6 単位

介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ 1 月あたりの所定単位数に 11.5% を
乗じたもの

送迎減算 - 47 単位（片道） 利用者に対して、居宅と事業所と
の間の送迎を行わない場合

※上記加算項目のうち、該当するものに関しては料金が発生します。

○法定代理受領サービスの場合は利用者の負担は 1 割の額（一定額以上所得者の場合は 2 割または 3 割）となります。

介護保険外 食費 700 円

※ 令和 8 年 8 月より 800 円に改定

おむつ代等 事業所の所有するおむつを提供した場合は実費

ア 利用者負担金の減免について

下記の要件にて、施設サービスに係る利用者負担金の減免（社会福祉法人等による生計困難者に対する利用料負担の減免等について）を受けることができますので、対象の方はご相談ください。（ただし、山口県外の被保険者は除く）

(7) 対象者の要件

市町村民税世帯非課税者であって、次の要件の全てを満たす方のうち、その方の収入や世帯状況、利用者負担等を総合的に勘案し、生計が困難であると市町村が認めた方。

a 年間収入が 150 万円、世帯員が 1 人増えるごとに 50 万円を加算した額以下であること

b 預貯金等の額が単身世帯で 350 万円、世帯員が 1 人増えるごとに

- 100万円を加算した額以下であること
- c 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと
- d 負担能力のある親族等に扶養されていないこと
- e 介護保険料を滞納していないこと

(イ) 減額割合

減額割合は介護サービス費・食費についてはそれぞれ25%（利用者負担第1段階の方は介護サービス費・食費についてはそれぞれ50%）を原則とします。

(ウ) 対象となる費用

指定地域密着型通所介護サービスにおける通所サービス費及びこれに伴う食費を減額の対象とします。

イ 高額介護サービス費について

(ア) 対象者

ひと月に支払った地域密着型通所介護サービスにおける通所サービス利用者負担額（食費は除く）が、上限額を超えた方になります。

(イ) 申請方法

支給申請書と領収書を市町村役場若しくは各支所に提出してください。

(ウ) 支給内容

区 分	負担の上限（月額）
課税所得 690 万円（年収約 1,160 万円）以上	140,100 円（世帯）
課税所得 380 万円（年収約 770 万円）～課税所得 690 万円（年収約 1,160 万円）未満	93,000 円（世帯）
市町村民税課税～課税所得 380 万円（年収約 770 万円）未満	44,400 円（世帯）
世帯の全員が市区町村民税非課税	24,600 円（世帯）
・前年の公的年金等収入金額+その他の合計所得金額 の合計が 80 万円以下の方等	24,600 円（世帯）
	15,000 円（個人）
生活保護を受給している方等	15,000 円（個人）

※「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯員で、介護サービスを利用した方全員の負担の合計の上限額を指し、「個人」とは、介護サービスを利用したご本人の負担の上限額を指します。

16 利用料金のお支払い方法

銀行口座より引き落としとなっております。

取引銀行はゆうちょ銀行・山口銀行・西中国信用金庫となっております。

17 サービス内容に関する苦情等相談窓口

① 当施設に対する意見や苦情は以下の専用窓口で受け付けます。

苦情解決責任者 (職名) 所長 (氏名) 萩原 耕太郎

苦情受付窓口 (担当者) (職名) 在宅科長 (氏名) 大瀬良 泰三

(職名) 入所科長 (氏名) 宇都宮 ひとみ

電話番号 083 (223) 0261

受付時間 8:30～17:30

(土、日、祝日、年末年始を除く)

② 公的機関においても、次の機関において苦情申出ができます。

下関市福祉部介護保険課 事業者係	所在地 下関市南部町1番1号 電話番号 083-231-1371 F a x 083-231-2743 受付日時 午前8時30分～午後5時15分 (このうち、窓口対応時間は 9:00～16:30) (土、日、祝日、年末年始を除く)
山口県国民健康保険 団体連合会	所在地 山口市朝田1980番地7 国保会館 電話番号 083-995-1010 F a x 083-934-3665 受付時間 午前9時00分～午後5時00分 (土、日、祝日、年末年始を除く)
山口県社会福祉協議会 山口県福祉サービス運営 適正化委員会	所在地 山口市大手町9番6号 電話番号 083-924-2837 受付時間 8:30～17:15

③ 苦情処理第三者委員

公平中立な立場で苦情を受け、相談にのっていただける委員です。

宮井 恵美子	083-222-0483	原口 知行	090-7592-0305
--------	--------------	-------	---------------

18 福祉サービス第三者評価事業

当園が提供するサービスの質を、当事者以外の第三者（評価機関）が、専門的かつ客観的な立場から評価するものです。

実施なし

地域密着型通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

済生会貴船福祉ケアセンター 貴船園デイサービスセンター

説明者職名 生活相談員

説明者氏名 山本 里沙

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、地域密着型通所介護サービスの提供開始に同意し、本書面を受領しました。

令和 年 月 日

(利用者)

住 所 〒 _____

氏 名 _____

電話番号 (_____) _____ - _____

(利用者代筆者)

本人との関係 _____

住 所 〒 _____

氏 名 _____

電話番号 (_____) _____ - _____

個人情報保護方針

個人情報に関する基本方針

社会福祉法人^{岩手県}済生会支部山口県済生会 済生会貴船福祉ケアセンター(以下、「センター」という)は、利用者等の個人情報を適切に取り扱うことは、介護サービスに携わるものの重大な責務と考えます。園が保有する利用者等の個人情報に関し適正かつ適切な取扱いに努力するとともに、広く社会からの信頼を得るために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報に関連する法令その他関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、個人情報の保護を図ることをここに宣言します。

記

1 個人情報の適切な取得、管理、利用、開示、委託

- ① 個人情報の取得にあたり、利用目的を明示した上で、必要な範囲の情報を取得し、利用目的を通知または公表し、その範囲内で利用します。
- ② 個人情報の取得・利用・第三者提供にあたり、本人の同意を得ることとします。
- ③ センターが委託をする医療・介護関係事業者は、業務の委託に当たり、個人情報保護法と厚生労働省ガイドラインの趣旨を理解し、それに沿った対応を行う事業者を選定し、かつ個人情報に係る契約を締結した上で情報提供し、委託先への適切な監督をします

2 個人情報の安全性確保の措置

- ① センターは、個人情報保護の取り組みを全役職員等に周知徹底させるために、個人情報に関する規則類を整備し、必要な教育を継続的に行います。
- ② 個人情報への不正アクセス、個人情報の漏えい、滅失、またはき損の予防及び是正のため、センター内において規則類を整備し、安全対策に努めます。

3 個人情報の開示・訂正・更新・利用停止・削除、第三者提供の停止等への対応

センターは、本人が自己の個人情報について、開示・訂正・更新・利用停止・削除、第三者提供の停止等の申し出がある場合には、速やかに対応します。これらを希望される場合には、個人情報相談窓口までお問い合わせください。

4 苦情の対応

センターは、個人情報取扱に関する苦情に対し、適切かつ迅速な対応に努めます。

令和5年 4月 1日

個人情報利用目的

個人情報利用目的 社会福祉法人^{恩賜財団} 済生会支部山口県済生会 済生会貴船福祉ケアセンターでは、個人情報保護法及び利用者の権利と尊厳を守り安全管理に配慮する「個人情報に関する基本方針」の下、ここに利用者の「個人情報利用目的」を公表します。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

1 施設内部での利用目的

- ① 施設が利用者等に提供する介護サービス
- ② 介護保険事務
- ③ 介護サービスの利用にかかる施設の管理運営業務のうち次のもの
 - ・ 入退所等の管理
 - ・ 会計、経理
 - ・ 介護事故、緊急時等の報告
 - ・ 当該利用者の介護・医療サービスの向上

2 他の介護事業者等への情報提供を伴う利用目的

- ① 施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - ・ 利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携(サービス担当者会議等)、照会への回答
 - ・ その他の業務委託
 - ・ 利用者の診療等に当たり、外部の医師の意見・助言を求める場合
 - ・ 家族等への心身の状況説明
- ② 介護保険事務のうち・ 保険事務の委託(一部委託含む)
 - ・ 審査支払い機関へのレセプトの提出
 - ・ 審査支払い機関又は保険者からの照会への回答
- ③ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【前記以外の利用目的】

1 施設内部での利用に係る利用目的

- ① 施設の管理運営業務のうち次のもの
- ・ 介護サービスや業務の維持・改善の基礎資料
 - ・ 施設等において行われる学生等の実習への協力
 - ・ 施設において行われる事例研究等
 - ・ 広報活動において行われる写真の掲載等

2 他の事業者等への情報提供に係る利用目的

- ① 施設の管理運営業務のうち
- ・ 外部監査機関、評価機関等への情報提供
- なお、あらかじめ利用者本人の同意を得ないで、利用目的の必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことはいたしません。

令和 5年 4月 1日

社会福祉法人^{恩賜財団} 済生会支部山口県済生会

済生会貴船福祉ケアセンター
所 長 萩原 耕太郎

同 意 書

貴船園でサービスを受けるにあたり、別紙「済生会貴船福祉ケアセンター 個人情報保護方針」の内容に添って、居宅介護支援事業者、介護保険施設、主治医、市町村又は民生・児童委員等に対し、利用者の心身の状況、介護者の状況、居宅サービスの利用状況等の必要な個人情報の提供を求め、又は個人情報を提供することに同意します。

令和 年 月 日

(利用者)

氏 名 _____

(利用者代筆者)

氏 名 _____

続 柄 _____